

特別支援学校卒業生等の就労継続支援B型事業利用に係る
アセスメント実施に係るQ & A

27.3.13

No	質問内容	回答
1	発出文書の適用対象は、浜松市が支給決定している利用者か、浜松市内に所在する事業者なのか。	浜松市が支給決定している利用者に順ずる。
2	就労移行支援のアセスメントの結果が、実習先のB型事業所に限定されるのか。	実習先の事業所に限定されない。
3	就労移行事業所は本人や保護者の強い意向があれば、B型事業所の利用を可としてよいのか。	就労移行支援事業所には、客観的な評価をしていただきますが、市は最終的に本人・保護者の意向を尊重したうえで決定します。
4	現在、A型事業等でアセスメントを実施した場合、結果票は本人に渡した上で、本人が区役所に提出しているが、B型についても同じでよいのか（スケジュールを見ると、暫定支給から時間が経過するため、紛失が心配）	本人に渡すとともに本人の了承を得た上で写しを区役所に送付願いたい。
5	アセスメントの1日における最低の実施時間はあるか。	報酬単価が「日額報酬」で評価されているため、考慮のうえ設定してください。
6	原則、アセスメントは10日ということでしょうか。	就労移行支援事業所と本人・保護者の協議により決定してください。 短縮することは可能ですが、最低3日以上は確保してください。
7	中等部在学中のアセスメントは可能か。	15歳未満の人は「者」のサービスを利用できないため、在学中のアセスメントはできません。 卒業後の3月中にアセスメントを実施することになりますが、対象者がある場合には区にご相談ください。
8	2年生時には就労B型希望でアセスメントをしたが、その後、在学中に就労移行や一般就労に変わる場合はあると考えてよいのか。	可能である。
9	就労A型に希望する場合、アセスメントは必要か。	必要でない。 在学中の暫定支給が必要な方は、学校卒業後に就労移行支援事業所を通さずB型事業所を希望する方と限定しています。

No	質問内容	回答
10	就労経験のない生活介護を利用して人が、就労継続B型を利用する場合、就労移行支援事業所のアセスメントが必要でよいか。	必要である。
11	B型利用の対象者には「就労経験がある者であって・・・」とあるが、A型事業利用者はこの就労経験のある者に含まれるか。	含まれない。 ただし、A型事業所は制度上、「利用者」以外での雇用があり得るため、この場合は就労経験に含まれる。
12	暫定支給決定期間は、受給者証にどのように示されるのか。	3日間のアセスメントとなった場合でも、受給者証には、原則として月末までの表記となる。 例1：12月3、5、8日の実習の場合 → 12月3日～12月31日 例2：11月20日、12月3、5日の実習の場合 → 11月20日～12月31日
13	障害福祉サービスの利用が、就労移行支援の暫定支給決定のみの場合であっても、計画相談支援におけるモニタリングは必要か。	原則、必要である。 就労移行支援の暫定支給決定期間と計画相談支援の給付決定期間は同一となり、計画相談支援の給付決定期間内において、モニタリングを実施することが想定される。なお、モニタリングの実施時期は、就労移行支援のアセスメントや就労継続支援B型での実習後が望ましいが、前であっても可とする。 ただし、モニタリングの実施月は相談支援専門員によるサービス等利用計画案での提案によるため、計画案によりモニタリングを実施しないとされているときは、実施しないこととなる。
14	就労移行支援におけるモニタリングは必要か。	個別支援計画策定後、支給決定期間満了日までの間が3か月に満たない場合は、モニタリングは不要とすることができる。
15	平成24年度以前の就労B型支給決定者で、就労B型利用経験がないが支給決定の更新をしている人は、アセスメント不要でよいか。	支給決定の更新がされていれば不要。
16	平成25年、26年の経過措置期間に、障害支援区分審査会の意見聴取を経て支給決定した者は、次の更新の際アセスメントは必要か。	今後の国通知に依る。
17	児童の放課後等デイサービスとの併給可否について	日中活動系サービスの併給は不可（厚生労働省確認）。ただし、併給不可の期間は、支給決定期間ではなく、就労移行事業を利用した日のみのとする。 利用者等には受給者証、通知で併給利用しない旨周知をしていく。
18	就労移行支援の暫定支給決定を受けた者が、卒業までに、B型事業から就労移行支援（本支給）に希望が変更となった場合、暫定支給決定分は本支給の期間に含まれるのか。	目的を異にする支給決定のため、含めない。

No	質問内容	回答
19	就労移行支援の暫定支給決定者は利用定員に関係するか。	通常の利用者と同様に利用人員としてカウントされる。従って、定員遵守の基準や定員超過減算の考え方も適用される。
20	対象者数の見込みはいかがか。	現時点で、25名程度見込んでいる。
21	過去の就労移行支援事業所での実習経験をアセスメントとみなしてよいか。	みなすことはできません。
22	特別支援学校高等部を途中で退学した場合で、B型事業所を利用したい場合もアセスメントが必要でよいか。	必要です。 18歳に到達していない場合は、特別支援学校在学者同様「者みなし」の手続きを経て、アセスメントを行います。
23	発達学級の児童が利用する場合も、アセスメントは必要か。	必要です。26年12月に市教委に連絡済みです。
24	「者みなし」後、利用者負担は変わるのか。	利用者負担は者の扱いになるため変わる。 ただし、就労移行を支給決定している月だけになります。
25	特別支援学校以外の対象者にも分かるように、制度周知のことを市のホームページに掲載をお願いしたい。	掲載します。
26	就労移行支援の暫定支給決定においてもサービス等利用計画案の提出は必要か。	現に計画相談支援が導入されているかどうかに関わらず、提出は必要です。
27	サービス等利用計画に係る週間計画表において、就労移行支援の利用を週間計画として位置付けなければならないか。	今般の就労移行支援の利用が「暫定支給決定」による一時的なものであるため、週間計画に位置付けなくても、「週単位以外の利用その他」欄等への記載をもって了とする。 また、当該記載内容が期間を限定したものであれば、暫定支給満了後も再変更は不要となる。